

令和6年度

保育施設入所の手引き

お問い合わせ先

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

電話 0859-54-5211

(R5.10)

1 教育・保育の認定制度

保育所・幼稚園・認定こども園などの施設の利用には、教育・保育の必要に応じて認定を受けることが必要になります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育認定)	3～5歳の子どもで教育を希望する場合（保育は必要としない）	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育所 認定こども園 地域型保育施設
3号認定 (保育認定)	0～2歳の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育所 認定こども園 地域型保育施設

※現在大山町内には幼稚園・認定こども園はありません。

2号認定又は3号認定の場合、保育の必要量に応じて、さらに2つの時間認定に区分されます。

時間認定区分	就労の想定	月額保育料内の利用時間
保育標準時間	おおむねフルタイム勤務 (月120時間以上就労)	最長11時間
保育短時間	おおむねパートタイム勤務 (月48時間以上120時間未満就労)	最長8時間

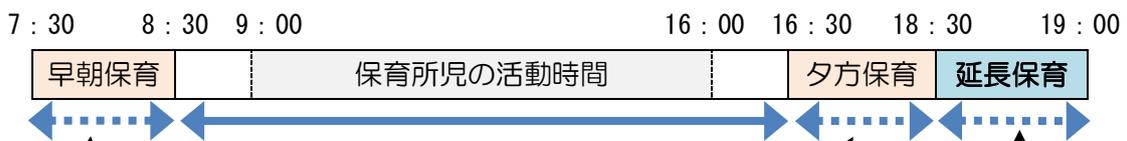
※保育標準時間認定、保育短時間認定の2つの認定区分により、保育料の設定が異なります。
(←→ 月額保育料 ・ ←⋯⋯→ 別途保育料)

保育標準時間認定の場合



延長保育料が必要

保育短時間認定の場合



早朝夕方保育料が必要

延長保育料が必要

2 保育認定(2号認定・3号認定)を受けるには

保育認定(2号認定・3号認定)を受けるには、保護者(入所を希望するお子さんの父母)に次のいずれかの事情があり、児童の保育ができない状態にあることが必要です。

保育が出来ないことの理由	時間認定	通所が可能な期間
1 就労 月48時間以上の就労	就労時間・申請 内容による	就学前まで
2 妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日の前8週から 出産後8週の月末まで
3 保護者の疾病・障がい	申請内容による	療養の必要がなくなるまで
4 同居又は長期入院等している 親族の介護・看護	申請内容による	介護・看護の必要がなくなるまで
5 災害復旧	保育標準時間	災害が復旧するまで
6 求職活動 (満1歳以上) 起業準備を含む	保育短時間	3か月間 (年齢により要相談)
7 就学	就学時間による	卒業の日を含む月末まで
8 育児休業取得時の継続利用 育児休業取得時に、既に保育を 利用している子どもがいて継続 利用が必要であること	保育短時間	要相談
9 その他児童を保育することが できないと認めたもの	申請内容による	要相談

- ・事由によって認定期間が異なります。事由がなくなった場合は認定取り消しとなります。
- ・保護者がお子さんを保育できる場合は、2号認定・3号認定を受けることはできません。

3 入所の申し込みの流れ

	項目	説明
1	入所希望受付	新年度入所募集期間中に、とっとり電子申請サービスで入所希望の申請を行ってください。 締切後は幼児・学校教育課で随時受付します。
2	入所申込書配布	保育施設及び幼児・学校教育課で配布します。
3	支給認定申請兼入所申込書提出	保育施設又は幼児・学校教育課へ 4月、5月入所は11月末日までに提出してください。 6月以降入所は入所月前月5日までに提出してください。 随時入所は空き状況により提出について連絡をします。
4	結果通知	内定通知をします。 併せて入所説明会の案内をします。 (新規入所のみ)
5	入所説明会	保育施設ごとに入所についての説明会をします。 (新規入所のみ)
6	面接・健康診断	内定した保育施設にて面接を受けます。 保育必要時間の確認をします。 園医にて健康診断を受けます。
7	入所承諾・保育料の決定	利用決定通知を送ります。 (送付時点で保育料算定ができるものについては保育料を記載しています。) 保育料は9月に再度算定をしますので額が変わる場合があります。 (文書は郵送または保育施設を通じて送ります。)
8	入所	原則、月の1日が入所日になります。

*支給認定証は、途中の認定変更がない限り就学前まで認定されます。(2歳児は満3歳になりましたら2号認定に切り替わります。)

*来年度の継続には、現況届が必要になります。保育が出来ない証明と保育利用時間の確認は毎年必要です。

4 申し込みに必要な書類について

全ての方	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所入所申込書	児童1人につき1枚	
	保育が出来ないことを証明する書類	父・母	
該当する方	令和5年度所得課税証明書	4月～8月 入所の場合	入所日時点で大山町内に 住所のない父・母 (単身赴任など)
	令和6年度所得課税証明書	9月～3月 入所の場合	
	障害者手帳(身体、精神、療育)または 特別児童扶養手当証書の写し (保育料の軽減を受ける場合必要です。)	同世帯に障がい児(者)の方がいる場合	
	大山町口座振替依頼書 ※必要な方には入所説明会又は幼児・学校教育課、 保育施設で随時お渡します。	未登録者(平成27年度以降保育料の口座振替を されている方は不要です。)	

保育が出来ないことを証明する書類について

父母について、保育が出来ないことを証明する書類として次の書類を提出してください。

	保育できない状況	提出書類	証明者・内容等
就労等	会社・事業所等に勤めている	・就労(内定)証明書	勤務先
	就職が内定している	・就労(内定)証明書	内定した勤務先
	自営業・農業をしている	・保育の必要性の認定にかかる申立書	保護者
	就学している	・就学証明書	学校
疾病等	妊娠中か出産後間がない	・保育の必要性の認定にかかる申立書 ・母子健康手帳等の写し	母子健康手帳写しは表紙 と出産予定日の記載又は 受診記録のページ
	病気またはケガを有している	・保育の必要性の認定にかかる申立書 ・診断書	保育ができない状況、入院 期間や通院頻度、治療期間 が明記されているもの
	障がいを有している	・保育の必要性の認定にかかる申立書 ・身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 の写し	
	看護・介護している	・保育の必要性の認定にかかる申立書 ・介護被保険者証の写し 又は診断書	
	災害にあった	・り災証明書の写し	市区町村
その他	求職活動	・保育の必要性の認定にかかる申立書	求職方法を具体的に記入
	育児休業取得時の継続利用	・就労(内定)証明書 ・保育の必要性の認定にかかる申立書	育児休業期間が明記され ているもの

※用紙はコピー可。足りない方は、幼児・学校教育課もしくは各保育施設でお受け取りください。

5 申し込みの注意事項

- ・入退所は原則月単位とします。月の初めが日曜、祝日であっても1日付の入所となります。勤務等を開始する日が月途中の場合は、勤務等を開始する日からの入所となります。勤務等の開始前の入所（ならし保育）を希望される場合はご相談ください。
- ・転入の方は、原則転入日以降が入所の日となります。転入日以前に入所を希望される場合はご相談ください。
- ・提出書類の記載内容に虚偽があったときは、入所内定・決定を取り消します。
- ・希望する保育施設の申込者が定員を超え、選考となった場合は、他の保育施設に入所していただくか、入所できない場合があります。
- ・入所クラス、保育料の決定は令和6年4月1日現在の年齢で行います。年度途中で誕生日がきても、その年度中の年齢区分は変わりません。

生 年 月 日	年齢区分
平成30年4月2日生～平成31年4月1日生	5歳児
平成31年4月2日生～令和2年4月1日生	4歳児
令和2年4月2日生～令和3年4月1日生	3歳児
令和3年4月2日生～令和4年4月1日生	2歳児
令和4年4月2日生～令和5年4月1日生	1歳児
令和5年4月2日生～	0歳児

- ・申込内容の変更があったときは、保育施設又は幼児・学校教育課に連絡後、必要書類を提出してください。※住所、連絡先、勤務先、就労時間の変更、世帯状況（結婚・離婚）など
- ・入所の意思がなくなった場合は、保育施設又は幼児・学校教育課に連絡してください。利用決定後の場合は「入所辞退届」を提出してください。
- ・退所される場合は、退所日までに「退所届」を提出してください。
- ・「保育ができない理由」に該当しなくなった場合は、保育の実施を解除します。

大山町外へ転出する場合

児童の保育は居住する市町村が行うのが原則のため、大山町から転出される場合は、保育施設の退所が必要です。転出後も引き続き大山町の保育施設に通所を希望される場合は、別途手続きが必要となります。転出前に幼児・学校教育課に連絡してください。

引き続き大山町の保育施設に通所される場合、認定は転出後の市町村で改めて受けていただきます。認定等の基準は市町村によって違いがあるため、負担額等が変更になる場合があります。

大山町に在住で大山町外の保育施設を希望する場合

入所申込は大山町にしてください。入所決定は、希望する保育施設のある市町村が行います。当該市町村に事前に確認の上、申し込みをしてください。

大山町外に在住で大山町内の保育施設を希望する場合

事前にご相談の上、申し込みはお住まいの市町村にしてください。申し込みをされた市町村を通じて入所の可否をお伝えします。

6 保育料について

町内の保育施設は、保護者の方からの毎月支払われる保育料と、税金や国・県からの補助金で運営しています。

(1) 市町村民税所得割額で決定します

保育料の額は、父母の市町村民税所得割額の合算額と児童の年齢によって決定します。ただし、父母が非課税の場合、家計の主宰者の税額も含めて決定します。（家計の主宰者は、児童を所得税の扶養にしている、児童を健康保険の扶養にしている、収入が父母より多い、の順に該当がある場合認定します。）

(2) 具体的な額

次ページを参考にしてください。軽減については年度で異なる場合があります。

(3) 毎年9月が保育料の切り替え時期です

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の町民税額に基づく保育料						当年度の町民税額に基づく保育料					

(4) その他の保育料変更

- ・修正申告等による市町村民税額の変更により保育料が変更となる場合、4～8月・9～3月の期間内でさかのぼり、追加または還付となります。
- ・世帯状況の変更により保育料が変更となる場合は、その事象の翌月から変更になります。変更届を提出してください。

(5) 日割り計算

- ・月途中の入退所の場合、日割り計算をします。
- ・お休みをされても保育料は変わりません。（概ね1か月以上で長期間休む場合は退所届を出してください。一旦退所後、再度入所手続きをしてください。）

保育料の納付について

【保育料の納入期限】 毎月月末（末日に金融機関が休みの場合は翌営業日）

12月は25日（金融機関が休みの場合は翌営業日）

※口座振替の再振替はありません。

(1) 支払方法 口座振替と納付書払いとどちらでもお支払いいただけます。

納め忘れのない口座振替をおすすめします。

◇取扱金融機関

鳥取銀行、鳥取西部農協、山陰合同銀行、米子信用金庫、ゆうちょ銀行

※「大山町口座振替依頼書」は、直接取扱金融機関に提出してください。（印鑑と通帳を持参）

(2) 未納となった場合

- ・翌月上旬に未納通知を送ります。口座振替の方には納入通知書を同封しますので、速やかにお支払いをお願いします。

大山町保育認定(2号・3号認定)利用者負担額(保育料)表

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3-1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	14,000	13,700	0	0	0	0
第3-2	市町村民税所得割 48,600円未満	16,000	15,700	0	0	0	0
第4-1	48,600円以上 57,700円未満	21,000	20,600	0	0	0	0
第4-2	57,700円以上 72,800円未満	21,000	20,600	0	0	0	0
第4-3	72,800円以上 77,101円未満	26,000	25,500	0	0	0	0
第4-4	77,101円以上 97,000円未満	26,000	25,500	0	0	0	0
第5-1	97,000円以上 133,000円未満	33,000	32,400	0	0	0	0
第5-2	133,000円以上 169,000円未満	40,000	39,300	0	0	0	0
第6-1	169,000円以上 235,000円未満	46,000	45,200	0	0	0	0
第6-2	235,000円以上 301,000円未満	52,000	51,100	0	0	0	0
第7	301,000円以上 397,000円未満	58,000	57,000	0	0	0	0
第8	397,000円以上	60,000	58,900	0	0	0	0

第2階層から第4-3階層のうち「母子世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」の第1子は右表による。同第2子以降は無償。	階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	第2-B	0	0	0	0	0	0
	第3-1B	6,500	6,350	0	0	0	0
	第3-2B	7,500	7,350	0	0	0	0
	第4-1B、第4-2B、第4-3B	9,000	9,000	0	0	0	0

延長保育料(早朝・夕方含む)表

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		延長保育料(利用1回につき)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税 非課税世帯	35	35	25	25	20	20
第3-1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	70	70	50	50	45	45
第3-2	市町村民税所得割 48,600円未満	80	80	65	65	60	60
第4-1	48,600円以上	105	105	80	80	75	75
第4-2	72,800円未満						
第4-3	72,800円以上	130	130	95	95	90	90
第4-4	97,000円未満						
第5-1	97,000円以上 133,000円未満	165	165	100	100	95	95
第5-2	133,000円以上 169,000円未満	200	200	110	110	105	105
第6-1	169,000円以上 235,000円未満	230	230	120	120	115	115
第6-2	235,000円以上 301,000円未満	260	260	130	130	125	125
第7	301,000円以上 397,000円未満	290	290	145	145	140	140
第8	397,000円以上	300	300	155	155	150	150

第2階層・第3階層のうち「母子世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」は右表による。	階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	第2-B	0	0	0	0	0	0
	第3-1B	65	65	45	45	40	40
	第3-2B	75	75	60	60	55	55
	第4-1B、第4-2B、第4-3B	90	90	60	60	60	60

※年齢区分の適用は、年度の初日の前日においておこない、その年度中はその年齢区分の保育料が適用されます。誕生日を迎えても年度中は変更になりませんのでご注意ください。

7 保育料の無償化及び軽減

○保育料の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保育所、認定こども園、幼稚園などの保育施設を利用する子どもの保育料が無償化されました。町内の保育所も無償化の対象施設です。

【無償化の対象となる子ども】

- ・ 3歳以上児
- ・ 住民税非課税世帯（第2階層）の0～2歳児

【無償化の対象外となる経費】

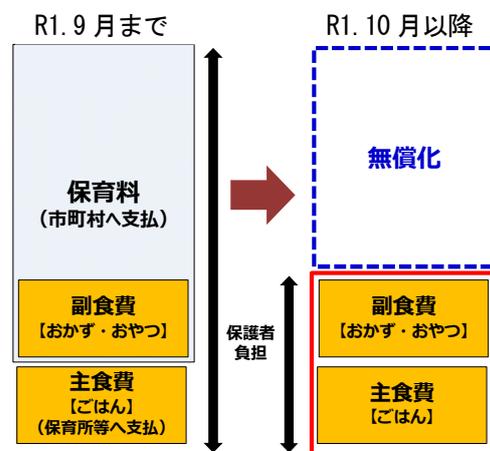
延長保育料、給食費、行事費など

◆ 3歳以上児の給食費のうち、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ代）は保護者負担となります。

大山町では町内の保育所を利用される町民の方は、独自に給食費（主食費・副食費）を無償とします。

※ 0～2歳児クラスの無償化の対象とならない子どもの副食費はこれまでどおり保育料に含まれます。

保育料無償化イメージ



○保育料の軽減について（0～2歳児クラスの無償化の対象とならない子ども）

① 第3子以降の保育料を無償にします。

第3子以降の場合の保育料・・・無償

② 第2子の保育料を階層区分により軽減します。

第1子が入所していない場合の第2子で第4-1階層以下の場合の保育料・・・半額

第1子が入所している場合の第2子で第4-2階層以上の場合の保育料・・・半額

第1子が入所している場合の第2子で第4-1階層以下の場合の保育料・・・無償

③ ひとり親家庭、障がい児(者)のいる世帯の保育料を軽減します。

第4-3階層以下の場合の保育料・・・第2子以降無償

④ 2歳児の保育料を無償にします。

令和6年度：令和3年4月2日生～令和4年4月1日生

記入例

施設型保育給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
新入所申込書(新規)

令和 5年 11月 15日

大山町長様

次のと
給付費
また、
申し込みます。

きょうだいで入所する
場合は同じ保護者に
してください。

父母どちらでもいいです
が、各種手続きを同じ保
護者名でしてください。

当該年度の4月1日
の年齢です。

住所	大山町 御来屋328
氏名	大山 実
電話番号	自宅 0859 - 54 - 5219 父携帯 090 - 999 - 9999 母携帯 080 - 888 - 8888 その他 0859 - 54 - 3111

申請児童	フリガナ氏名 大山 さくら	年齢 R6.4.1現在 5歳	第何子 第2子	認定証番号 (既に認定を受けている場合)
保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 【第2号・第3号認定】保護者の就労や疾病などの理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 【第1号認定】幼稚園等の利用を希望する場合			

保育所は 有に○

必ず第2希望まで記入してください。

①利用を希望する施設(事業者)名

利用希望施設	第1希望 石和さくらの丘 保育所(園)	理由 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 職場に近い <input type="checkbox"/> その他 ()
	第2希望 中山みどりの森 保育所(園)	理由 <input type="checkbox"/> 自宅に近い <input checked="" type="checkbox"/> 職場に近い <input type="checkbox"/> その他 ()
利用希望期間	R6年 4月 1日 から <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	
希望する利用時間	<input type="checkbox"/> 教育標準時間認定を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定(最長11時間利用)を希望する <input type="checkbox"/> 保育時間認定	

期限がある場合

保育所は標準か短時間のいずれか
です。分からない場合は相談後に
記入してください。

②世帯の状況

児童の世帯員 (申請児童除)	フリガナ氏名	大山 実	父	昭和 61.3.28	37	男	農業
		大山 幸子	母	昭和 62.7.10	36	女	妊婦
		大山 元気	兄	平成 25.8.10	10	男	▽△小学校
		大山 恵	妹	平成 31.4.15	4	女	
		名和 繁	祖父	昭和 34.10.10	64	男	町外の保育施設は必ず記入してください。
		名和 ともこ	曾祖母	昭和 6.11.11	92	女	無職
			伯父	昭和 58.4.4	40	男	求職中
			叔母	平成 2.12.12	32	女	療養中
生活保護適用の有無	無・有 (年 月 日開始)						
世帯の状況	右記以外の世帯・ひとり親家庭・障がい児(者)のいる世帯						
令和5年1月1日現在の住所	大山町内・大山町外			令和6年1月1日現在の住所	大山町内・大山町外		

同世帯の人はすべて記入してくだ
さい。また、父母及びきょうだいにつ
いては、別居している場合も記
入してください。

いずれかに○

手帳の写しを添付し
てください。

裏面あり

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由				
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 災害復旧
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 災害復旧	

該当にチェック

④申請児童の情報

障害者手帳等の情報	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳)
疾病・アレルギー情報	無 ・ <input checked="" type="radio"/> 有 (ぜんそく)
その他特記事項	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 ()

心配な事があれば事前にご相談ください。

⑤申請に係る児童を父母以外が扶養している場合は記入してください。(税金の扶養・国保以外保険証の扶養)

扶養者	住所	扶養の種類	<input type="checkbox"/> 税金 <input type="checkbox"/> 保険証	
	氏名		日生	

祖父母等が児童を扶養している場合は記入してください。

⑥税情報等の提供に当たって保護者が自署してください。

大山町が施設給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び支給認定申請書に記載された事項について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 **大山 実**

ここから下は記入しないでください

大山町記入欄

受付年月日	年 月 日	記入しません。	
認定の可否	可 ・ 否 (否とする理由)		
認定年月日	年 月 日	認定証番号	
認定区分	1号 ・ 2号 ・ 3号 (標準 ・ 短時間)		
支給(入所)の可否	可 ・ 否 (否とする理由) <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型		
支給(利用)期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
利用施設名	<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		
備考			

施設記入欄

受付年月日	年 月 日
施設名	(事業所番号:)
担当者・連絡先	
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定(年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

記入例

保育の必要性の認定にかかる申立書

氏名	大山 幸子	児童との続柄	母	生年月日	昭平 62. 7. 10
----	-------	--------	---	------	-----------------

自営業・農業等の場合	仕事の内容	具体的に 農業 店名・社名（あれば記載） 農業の場合 主な作物 米、フロッコリー 作付面積 500 アール			
	仕事先住所	自宅と同一・ 自宅と隣接 その他（所在地）			
	事業形態	本人が経営 ・配偶者が経営・親族が経営・その他（）			
	従事時間等	8時 00分 ~ 17時 00分 1日平均 7 時間			
		週 6 日勤務 又は 月 日勤務			
	税申告の種類	確定申告 ・事業専従者・控除対象配偶者・源泉徴収・住民税申告			
介護・看護の場合	被介護（看護）者氏名	名和 豊子	児童との続柄	曾祖母	
	被介護者との同居の有無	同居 ・別居 （別居の場合住所）			
	具体的な介護の内容	食事の用意と介助、身の回りの世話など 家族が帰ってくるまで自分が介護しないといけない			
	介護・付き添いの時間等	常時必要 ・ 部分的に必要 9 時 00分 ~ 16時 00分 1日平均 5 時間 週 6 日			
その他	具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに登録して求職活動をしています。 ・現在は育児をしています、入所してから求職活動をします。 ・〇〇〇の事業の起業準備中です。 ・体調が悪く、医師から安静にするように言われています。 ・令和〇年〇月〇日出産予定です。 ・〇〇〇のためしばらく入院が必要と診断されました。 ・〇〇〇の障がいがあり、保育ができません。 ・〇〇のため週に〇回通院しています。 			

上記のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

入所申込書の保護者名を記入してください。

令和 5 年 11 月 15 日

保護者氏名

大山 実

保育所名	名和さくらの丘	保育所（園）
児童氏名	大山 さくら	

※申し立て内容に不正（虚偽）が認められた場合は、子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び入所を取り消します。

※父母の状況について申し立てをする場合、その内容を証する書類を求める場合があります。

記入例

大山町口座振替依頼書
(自動払込利用申込書)

申込日: 令和〇年〇月〇日

私が、納付すべき町税等を、次の預貯金から口座振替の方法により納付したいので、裏面の約定に基づき依頼します。

依頼区分(該当に○)	<input checked="" type="radio"/> 新規変更	<input type="radio"/> 廃止
納入義務者	フリガナ ダイセン ミノル 氏名 大山 実 生年月日 大・昭・平 61 年 3 月 28 日 生	住所 〒 689-3211 鳥取 都道府県 西伯郡大山町御来屋328番地 電話 (0859) 54 - 5219

入所申込書の保護者名を記入してください。

届出印を押印してください。

口座名義人	フリガナ ダイセン ミノル 氏名 大山 実	届出印 大山
-------	--	------------------

ゆう金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外	金融機関名(該当に○)	支店名(該当に○)	預金種別(該当に○)	金融機関コード	支店コード
	<input checked="" type="radio"/> 鳥取銀行	名和 本店 <input checked="" type="radio"/> 支店 出張所 代理店 本所 支所	<input checked="" type="radio"/> 1 普通 2 当座 3 その他		
	<input type="radio"/> 2 山陰合同銀行		口座番号(右詰め)		
	<input type="radio"/> 3 米子信用金庫		9 9 9 9 9 9 9		
	<input type="radio"/> 4 鳥取西部農協				
	<input type="radio"/> 5 鳥取県信漁連				

ゆうちょ銀行	新規変更 166	金融機関コード	記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入して下さい。)	番号(右詰め)
	<input type="radio"/> 176 廃止	9 9 0 0	1 0 ※	
払込先口座番号 01350-1-960893			払込先加入者名 大山町会計管理者	

コード	振替対象税目等(該当に○)	納付方法(該当に○)	払込開始年月			払込日
35	1 町県民税	全期・期別	令和	年度	期分から	4,6,8,10,1,2,3月末日
	2 固定資産税(納入義務者本人)	全期・期別	令和	年度	期分から	5,7,12,2月末日 12月のみ25日
		(上記以外)	全期・期別	令和	年度	
	所有者氏名(共有名義の場合は連名で記入して下さい。)					
	3 国民健康保険税	全期・期別	令和	年度	期分から	4,6,7,8,9,10,11,12,1,3月末日 12月のみ25日
	4 軽自動車税	全期	令和	年度	期分から	4月末日
28	5 介護保険料	全期・期別	令和	年度	期分から	4,6,8,10,1,2,3月末日
	6 後期高齢者医療保険料	全期・期別	令和	年度	期分から	4,5,7,8,10,1,2,,3月末日
25	7 町営住宅使用料	月別	令和	年度	期分から	毎月末日 12月のみ25日
	8 県営住宅使用料	月別	令和	年度	期分から	毎月末日 12月のみ25日
22	9 水道使用料(上水・簡水・開拓)	月別	令和	年度	期分から	毎月末日 12月のみ25日 12月は25日 上水 12,3月は25日
	10 下水道使用料(公共・集排)	月別	令和	年度	期分から	毎月末日 12月のみ25日
30	<input checked="" type="radio"/> 11 保育料(延長保育料含む)	<input checked="" type="radio"/> 月別	令和	6年度	4月分から	毎月末日 12月のみ25日
	12 放課後児童クラブ使用料	月別	令和	年度	期分から	毎月末日 12月のみ25日
	13 温泉使用料	月別	令和	年度	期分から	毎月末日 12月のみ25日
	14 住宅新築資金	月別・期別	令和	年度	期分から	毎月末日 12月のみ25日

払込開始年月は必ず記入して下さい。

【注】払込日が土、日、祝日の場合は、翌営業日に引き落とします。

不備返却理由		金融機関 処理欄	検印	照合印	扱印	取扱店日附印
1 預金取引なし	4 その他()					
2 印鑑相違						
3 記載事項等相違						

○保育施設の概要

令和6年度

	施設名	所在地 電話番号	定員	曜日	開所時間	月額保育料での利用可能時間		対象児童
						保育標準時間	保育短時間	
保育所	中山みどりの森 保育園	赤坂767-2 TEL0858-58-6060	120					
	名和さくらの丘 保育園	名和637 TEL0859-54-6565	150	平日	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	満6か月の翌月~ 小学校就学前
	大山きゃらぼく 保育園	末長488-1 TEL0859-53-1155	180	土曜	7:30~18:00	7:30~18:00	8:30~16:30	
	大山保育所	今在家730-3 TEL0859-53-8134	60	平日	7:30~18:00	7:30~18:00	8:30~16:30	満1歳の翌月~ 小学校就学前
				土曜	7:30~12:00	7:30~12:00	8:30~12:00	
小規模 保育所	大山ひめぼたる 保育園	末長499 TEL0859-53-1300	19	平日	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	満6か月の翌月~ 3歳未満
				土曜	7:30~18:00	7:30~18:00	8:30~16:30	

< 幼児・学校教育課 ☎0859-54-5211 >

○保育サービス

	利用料等	実施場所
病後児保育	月~金 8:30~17:00 2,000円 生活保護世帯 無料	中山みどりの森保育園 名和さくらの丘保育園 大山きゃらぼく保育園
病児保育	月~土 2,500円 (ペンギンハウス木曜日午前 中のみの為1,500円)	TEL 0859-26-3030 月~土 病児看護センターヘアーズデイサービス (谷本こどもクリニック)
	生活保護世帯 無料	TEL 0859-38-0780 月~土 病児保育室ペンギンハウス (ファミリークリニックせぐち小児科)
		TEL 0859-29-1115 月~金 病児保育かるがも (博愛病院 西館1階)

○子育て支援

	利用料等	実施場所
一時保育	保育所(園)に入所していない満1歳から小学校就 学前の児童(※離乳が完了していること) 月~土 1日1人 2,000円 週3日まで 生活保護世帯 無料	中山みどりの森保育園 名和さくらの丘保育園 大山きゃらぼく保育園
保育所開放日	毎月第2・4水曜日 10:00~11:00	中山みどりの森保育園 名和さくらの丘保育園 大山きゃらぼく保育園 大山保育所
子育て支援 センター	子育て支援センターなかやま TEL 0858-58-6062	中山みどりの森保育園併設
	子育て支援センターなわ TEL 0859-54-2395	ふれあい会館
	子育て支援センターだいせん TEL 0859-53-1157	大山きゃらぼく保育園併設